

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
許 認 可 等 名	眉山ロープウェイ利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市商業観光施設事業条例	
根 拠 条 項	第6条の2	
連 絡 先	(電話 611-1611) 阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体	
審 査 基 準	基 準	眉山ロープウェイ利用料金の減免に係る審査基準については、「徳島市商業観光施設事業条例施行規則第3条」及び、別紙「眉山ロープウェイ利用料金の減免基準」のとおり。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和元年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和元年10月1日最終変更)